

3 オーストリア

3-1 木材生産・流通の特徴

3-1-1 森林の概要

3-1-1-1 森林資源

1) 森林被服と植生タイプ

連邦森林自然災害景観研究訓練センター（Federal Research and Training Center for Forests, Natural Hazards and Landscape: BFW）が実施した 2016～21 年の森林インベントリによると、オーストリアの森林面積は 401.5 万 ha に達し（表 3.1）、陸地全体の 48% を占める。オーストリアの森林面積は、森林インベントリが最初に実施された 1961～70 年時点には 369 万 ha であり、増加している。国土面積の約 48% を森林が占めるオーストリアは、スロベニアに次いで中欧で最も森林率が高い国である⁶⁰。

表 3.1 オーストリアの森林面積

森林区分	面積(千 ha)
生産林	3,362
商業林	2,947
天然更新林	78
生産保護林	338
保護林	494
伐採のない森林	159
総森林面積	4,015

出典：BFW（2022）⁶¹

オーストリアの主要な樹種は、ヨーロッパトウヒ（*Picea abies*）であるが、1980 年代以降生産林減少が顕著になっている。全森林面積の 56% を占めているが、1986～90 年の森林インベントリと比較すると、ヨーロッパトウヒの面積は 224,000ha 減少している。また、ヨーロッパアカマツ（*Pinus sylvestris*）、ヨーロッパカラマツ（*Larix decidua*）、その他の針葉樹もわずかに減少傾向にある。針葉樹林全体では、1986～90 年の調査期間と比較して、生産林で約 287,000ha 減少している。一方、ヨーロッパブナ（*Fagus sylvatica*）の森林面積は、約 22,000ha 増加し、ナラやその他の広葉樹種の面積はほぼ同様であった。

⁶⁰ BFW (2019) Zwischenauswertung der Waldinventur 2016/18.

⁶¹ BFW (2022) Österreichische Waldinventur.

2) 森林の定義と分布

1975年に制定された森林法では、「森林は、木本植物が生育している生育面積が少なくとも1,000m²あり、平均幅が10mある」と定義されている。図3.1は、オーストリアの森林の分布を示す。

森林区分は、以下のように定義される。第一の区分は生産林 (Productive Forest) であり、定期的に伐採される森林である。生産林の中には、商業林 (Commercial Forest)、天然更新林 (Regenerated Forest) 及び生産保護林 (Harvested Protective Forest) が含まれる。商業林とは、木材利用を主な役割とする森林である。天然更新林とは、実生による天然更新により再生された森林である。生産保護林は、森林を保護する目的の森林であるが、伐採が可能な森林である。第二の区分に、保護林 (Protective Forest without Harvesting) があり、木材利用されずに保護機能を目的とした森林である。第三の区分に伐採のない森林 (Areas within the Forest excluded from Harvest) があり、伐採に見合うサイズであるが伐採が一時的または永続的に避けられている森林 (Harvest forest temporary or permanently excluded) 及び一時的または永続的に伐採のされない保護林 (Protective Forest without harvest (Temporary or permanently)) からなる。上記の各区分は重複しない。



図 3.1 オーストリアの森林分布

出典：BFW (2022) ⁶²

表 3.1 の商業林は、2016～21年森林インベントリによると、294.7万 ha である。主に、国土の東部に位置する (図 3.2)。

⁶² BFW (2022) 前掲

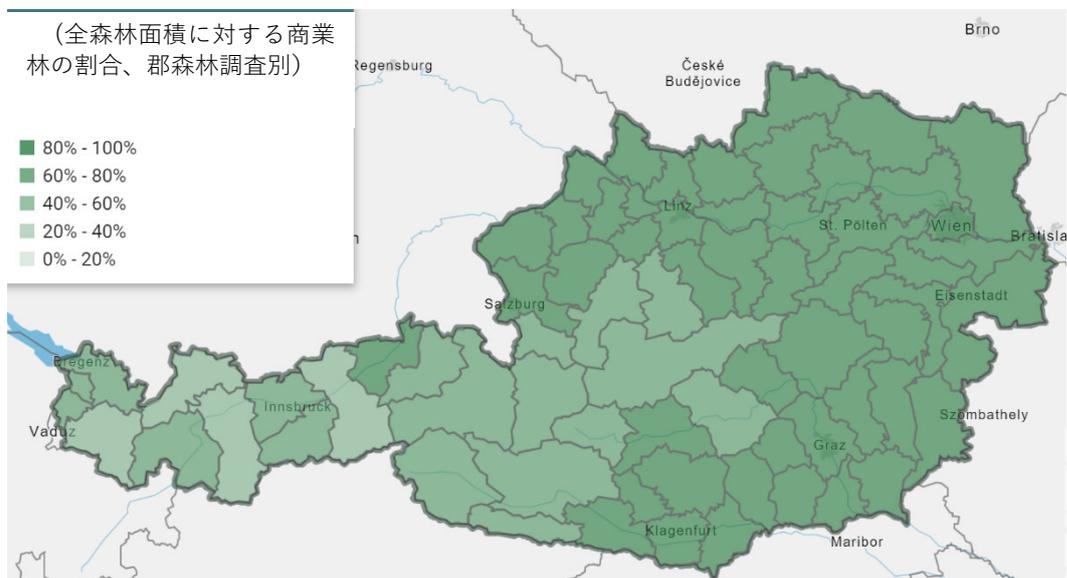


図 3.2 商業林の分布

出典：BFW (2022) ⁶³

3) 森林蓄積と木材利用

オーストリアの森林蓄積は、1960年代以降、50%増加している。同時に、その構成も変化し、大径木と広葉樹の割合が増加した。最新の森林インベントリ 2016~21⁶⁴によると、森林蓄積の総量は現在約 12 億 1,550 万 m³に達している。

生産林の伐採量は、過去 10 年間、比較的高い水準で推移しており、伐採量は 2021 年には約 2,600 万 m³であった⁶⁵。80 年代と 90 年代の木材利用はかなり低く、1,880 万 m³から 1,980 万 m³/年であった。いずれにせよ、2021 年の成長量は 2,920 万 m³であったことから、オーストリアの伐採量は、成長量を下回っている。

3-1-1-2 伐採と木材加工

木材関連企業は合計約 17 万 2000 社ある⁶⁶。最も多いのは小規模企業で、経営者は、フルタイム又はパートタイムのスタッフを 1 名程度雇用する規模である。

2021 年のオーストリアの林業部門生産額は約 24 億ユーロであった。2020 年と比較する

⁶³ BFW (2022) 前掲

⁶⁴ BFW (2022) 前掲

⁶⁵ BFW (2022) 前掲

⁶⁶ Land&Forst Betriebe Österreich (2019) Waldinventur des BFW.

と、生産額は 38.3%増加したが、これは伐採面積の拡大と価格上昇によるものである⁶⁷。木材加工業（製材業、パネル製造業、製紙業）は 1,281 社、約 27,582 人の雇用規模であり、2021 年の生産額が 104 億 3000 万ユーロであった⁶⁸。

1) 原木の生産

連邦農林地域水管理省（Federal Ministry of Agriculture, Forestry, Regions and Water Management: BML）の伐採報告⁶⁹によると、2021 年の伐採量は樹皮無しの材積で約 1,840 万 m³であり、前年（2020 年：1,680 万 m³）に比べ約 9.7%の増加となっている（図 3.3）。これは、過去 10 年間で最も伐採量が多い年の 1 つである⁷⁰。2021 年に伐採された原木の最大の用途は、製材品生産であり、1,040 万 m³（全伐採量の 56.5%）であった。これは、2020 年から 22.8%増加している。これにエネルギー用木材または薪（490 万 m³、26.8%）、柱、フェンス、支柱、パルプ材といった用途の産業用丸太 310 万 m³（16.8%）が続いている（図 3.3）。

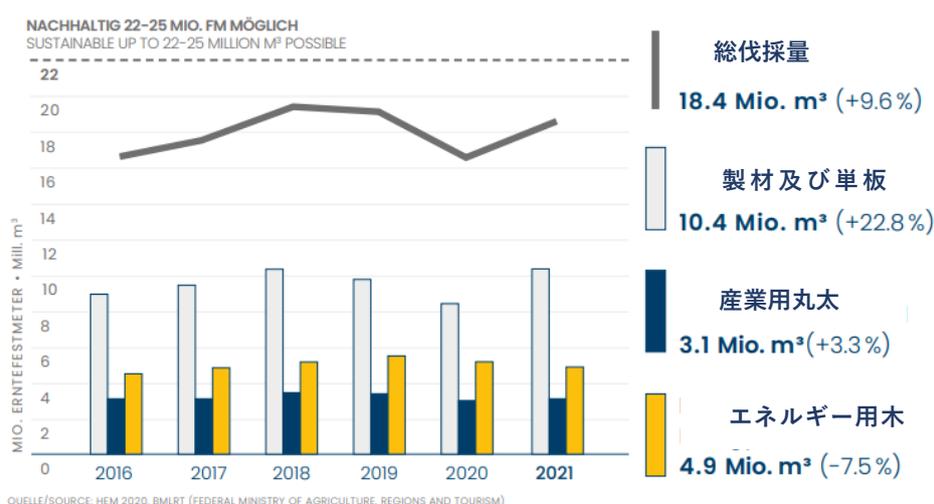


図 3.3 オーストリアの木材伐採量と主要用途別量（2016 年から 2021 年）
出典：Fachverband Holzindustrie（2022）⁷¹

⁶⁷ Statistik Austria (2021) Forstwirtschaftliche Gesamtrechnung. Kalenderjahr 2021. Vorläufige Ergebnisse.

⁶⁸ Fachverband Holzindustrie (2022) Industry Report 2021-2022.

⁶⁹ BML (2022) Grüner Report 2022.

⁷⁰ Statistik Austria (2021) 前掲

⁷¹ Fachverband Holzindustrie (2022) 前掲

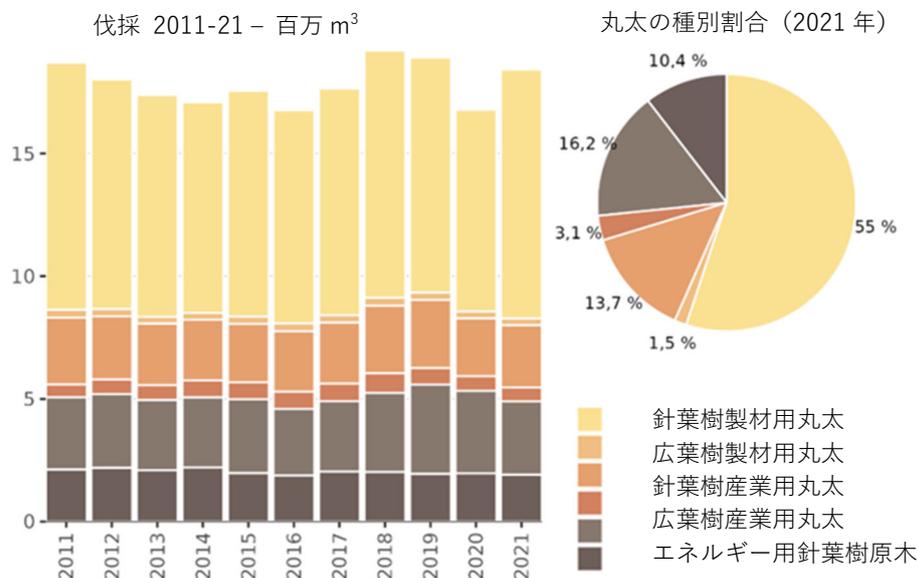


図 3.4 2011 年-2021 年の各年の木材伐採量
出典：Statistik Austria (2021)⁷²

図 3.4 が示すように、木材伐採量の内訳は、針葉樹が 85%、広葉樹が 15%であった。

生産額では、2021 年の原木生産額は約 13 億 3,000 万ユーロで、前述のオーストリア林業の生産額 (24 億ユーロ) の 55.8%に相当する。このうち、製材用が最も多く、9 億 5,500 万ユーロであり、総生産額の約 40%を占めた。これは、2020 年 (5 億 4,600 万ユーロ) と比較して、75%の増加であった。2021 年の製材用原木生産額のうち、9 億 3,200 万ユーロは針葉樹に由来し (製材用原木生産額の 97.6%)、2,300 万ユーロは広葉樹に由来した。

原木生産額に次いで、新規の森林の成長量等を資産換算した生産額 (Biological production) (7 億 300 万ユーロ、29.5%)、林業サービス (Forestry services、木材伐採、育林、相談業務) (2 億 7,800 万ユーロ、11.7%) 等がある。

2) 木材加工

オーストリアで伐採された木材の 95%は、国内で加工される⁷³。2021 年の木材加工業 (製材、パネル、製紙業) の販売生産額は 1,043 万ユーロで、2020 年と比較して 28.9%の増加となっている。

オーストリアの木材加工業は、主に民間の中小企業で構成されている。2021 年には 1,281

⁷² Statistik Austria (2021) 前掲

⁷³ BMLRT (2020) Indikatoren für nachhaltige Waldbewirtschaftung des Österreichischen Walddialoges. Aktualisierung und Bewertung 2020.

社存在し、従業員数 27,582 人を抱える国内産業最大の雇用源の一つであった⁷⁴。

木材は、主に製材、板材、パルプ用に加工される（図 3.5）。それぞれの製品の最終的な需要は、建設業、家具産業、製紙業、そしてスキー産業である。また、木材の伐採や木材加工から生じる端材のエネルギー利用も拡大している。

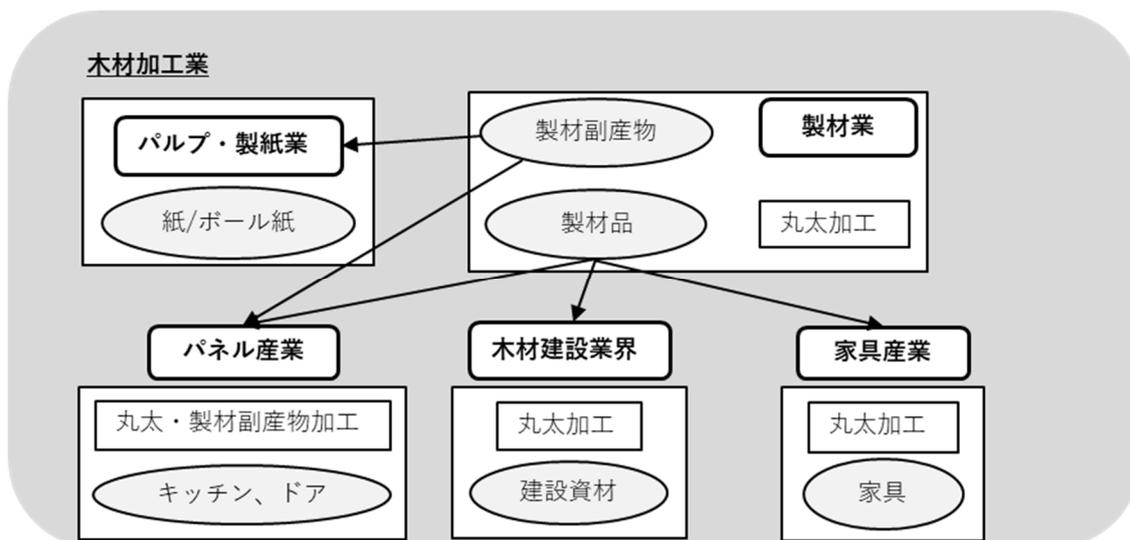


図 3.5 オーストリアの主要木材加工業と木材の流れ⁷⁵

(1) 製材業

オーストリアは世界第 9 位の製材生産国である。製材業は 2021 年に 1,080 万 m³ の製材品を生産している。生産額は 2021 年に 33 億 9,000 万ユーロに達し、2020 年比で 51% 増加した。2021 年には合計で約 1,800 万 m³ の製材丸太が製材され、その 57% に国産材が使用された。製材業は、国内林業の重要な部門であり、製材企業が約 1,000 社 6,000 人の雇用を抱えている⁷⁶。製材業は、中小企業を中心であるが、過去数年の間に集約化が進み、製材企業の総数は減少しているが、製材企業あたりの製材量は増加している。

製材業は、国産材と輸入材を原料に製材品やペレット等を生産する。また、その過程でパルプ、紙、サーマルリサイクル⁷⁷用の原料となる端材が副産物として生じており、それらを川下の加工業に販売している。2020 年において、製材業は 1,850 万 m³ の丸太（樹皮無し）を利用した⁷⁸。

⁷⁴ Fachverband Holzindustrie (2022) 前掲

⁷⁵ チップの供給は、製材副産物以外に産業用丸太からもある。

⁷⁶ BML (2022) 前掲

⁷⁷ 廃棄物を燃やすときに発生する「熱エネルギー」を回収して利用するリサイクル方法のこと

⁷⁸ Strimitzer et al. (2022) Holzströme in Österreich.

(2) パネル産業

パネル産業は、約3,000人の従業員を抱える。2018年において、133万m³のパネルを生産し、8億ユーロの貿易黒字であった⁷⁹。

(3) 製紙業

製紙業は、2021年に23社、約7,600人の従業員を抱えた。製紙業界は2018年に190万トンの紙を生産し、そのうち88%が輸出された。使用される原料の約5割が製材業からの副産物により供給される⁸⁰。

3) 木材・木材製品の貿易

オーストリアは、木材・木材製品の輸出額が輸入額を大幅に超過している。2021年の輸出額58億6,000万ユーロに対し、輸入額は32億ユーロであった⁸¹。特に針葉樹丸太及び製材に関しては、2021年の輸出量は600万m³、輸入量は190万m³であり、輸出量が輸入量の3倍程度であった。

(1) 輸出

オーストリアは、2021年に58億6000万ユーロ相当の木材・木材製品を輸出し、前年比37%増となった⁸²。これは、オーストリアの総輸出額1,656億ユーロの3.5%のシェアを占める⁸³。2021年の木材製品の輸出先を見ると、77%がEU域内、11%がその他のヨーロッパ諸国、12%が日本を含むその他の国であった。

製品の種類別では、2021年には製材品の輸出が19.9億ユーロ(木材製品輸出総額の34%)で最大であった。加工木材(窓、ドア、寄木細工、木工細工、パレット、装飾品等)の輸出額は18.6億ユーロ(31.8%)で、パーティクルボード・ファイバーボードの輸出額が11.3億(19.3%)であった(図3.6)。

⁷⁹ Kirchmeir et al. (2020) Wald in der Krise Erster unabhängiger Waldbericht für Österreich 2020.

⁸⁰ Austropapier (2022) Holz und Altpapier.

⁸¹ BML (2022) 前掲

⁸² BML (2022) 前掲

⁸³ WKO (2022) Österreichs Außenhandelsergebnisse. Jänner bis Dezember 2021. Endgültige Ergebnisse.

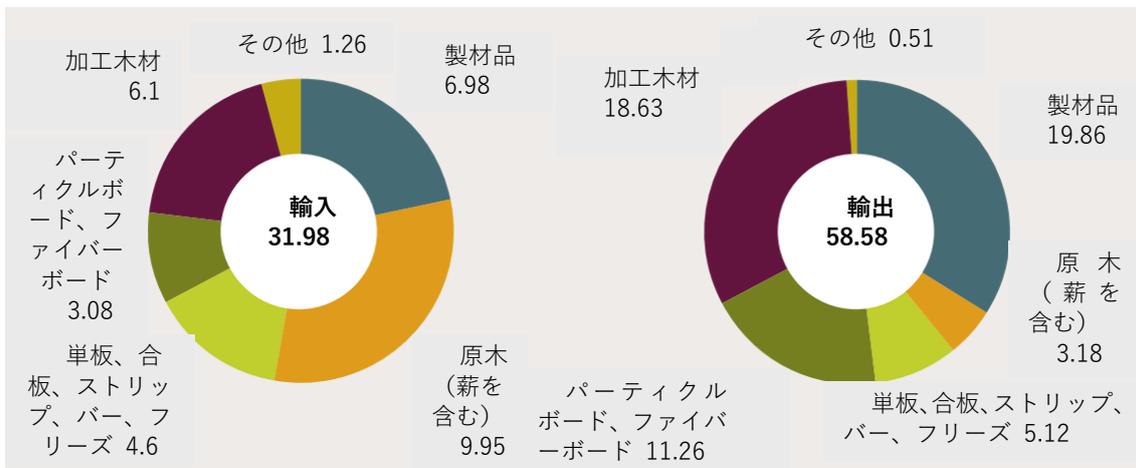


図 3.6 2021 年の製品別の木材貿易額 (単位は 1 億ユーロ)

出典：BML (2022) ⁸⁴

(2) 輸入

オーストリアの 2021 年における木材・木材製品輸入額は 32 億ユーロであった(図 3.6)。地域別では、EU 諸国からの輸入が 86%と圧倒的に多く、その他のヨーロッパ諸国と開発途上国からの輸入はそれぞれ 7%で、その他の国からの輸入はわずか 1%であった⁸⁵。製品別では、2021 年に最も多かったのが燃料用を含む原木で 9 億 9,500 万ユーロ (木材輸入額の 31.1%)、次いで製材品輸入の 6 億 9,800 万ユーロ (21.9%)と加工木材製品輸入の 6 億 1,000 万ユーロ (19.1%) であった。オーストリアは中国に次ぐ丸太の輸入国である⁸⁶。

3-1-2 木材管理と木材防疫に係る行政組織の概要

オーストリアは、9つの連邦州からなる。首都はウィーンであり、連邦政府及びその省庁を含む連邦最高機関の所在地である。1995 年以降、オーストリアは欧州連合に加盟している。

2022 年 7 月 18 日の行政組織改編によって、BML は、農林業、持続可能性、農村開発及び水管理などの様々な分野における連邦政策と法律の実施を担当している。BML は森林政策全般を所管し、EU 木材規則 (European Union Timber Regulation: EUTR) ⁸⁷とそのオーストリア国内施行法である木材取引監視法 (Timber Trade Surveillance Act: HolzHÜG) の

⁸⁴ BML (2022) 前掲

⁸⁵ Fachverband Holzindustrie (2022) 前掲

⁸⁶ FAO (2019) Global forest products 2018: Facts and Figures

⁸⁷ EU 木材規則 (EUTR) のについては、CW ナビ「合法伐採木材等に関する情報：欧州連合 (EU)」を参照：
<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/eu/info.html>

実施を主管するなど、木材取引に関連する政策を所管する。表 3.2 は、伐採を含む森林の管理経営及び木材取引に関する政府機関の概要である。

オーストリアは連邦制をとっており、州政府も森林行政に重要な役割を有する。州知事は州レベルの森林行政の責任者である。州森林局は州知事を補佐し、森林法及びその他の関連法令の州レベルでの施行を監督し、調整する。州政府の下部組織である郡行政当局である郡森林検査局は、森林法及びその他の林業関連法令を郡レベルで執行する責任を負う。また、EUTR と HolzHÜG の郡レベルでの施行も担当している。郡森林検査局は、国産材を市場に出荷する事業者の監視を行う。

表 3.2 森林経営及び木材取引に関連する政府機関

政府機関名	役割／責任
連邦農林地域水管理省 (BML)	農林業、持続可能性、農村開発及び水管理の分野における連邦政府の政策や法律の実施を計画、調整、管理及び強化する。森林分野では、林業政策、保護林政策、地域政策と空間計画、イノベーションと地域開発など、幅広い責任を担う。また BML は EUTR と HolzHÜG に基づき、国産材及び EU 圏から輸入される木材を監督する。
連邦森林局 (Forest Federal Office:BFA) BFW の下部組織	EUTR と FLEGT 制度 ⁸⁸ の実施に責任を持ち、HolzHÜG に基づく EU 圏外から輸入される木材を監督する。
州知事及び州森林局	知事の名の下に、州レベルで森林法及びその他の関連法令の実施を監督する。
州の植物保護局	木材・木材製品を含む植物・植物製品の輸出及び国内市場における植物検疫を実施する。
郡森林検査局	郡レベルでの森林法及びその他の規制を実施する(例:一部の州における自然保護に関する規制の実施)。HolzHÜG に基づき、事業者・取引業者による法令違反の場合の検査と報告等を監督する。

政府機関以外では、商工会議所も森林経営と木材加工業における重要な組織として挙げられる。商工会議所は、各部門の経済的利益を代表する団体で、国レベルのオーストリア商工会議所と 9 つの州会議所 (各州に 1 つずつ) がある。さらに、オーストリア木材加工業協会及び森林組合など、特定の経済部門に属する協会がある。前者は木材加工業の全企業を代表し、後者は森林所有者を代表する。これらの部門に従事するすべての法人及び個人には会員加入が義務付けられている。

⁸⁸ FLEGT 制度については、CW ナビを参照：<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/jouhou/pdf/r1/r1report-tuika-2-eutr.pdf>

3-2 森林の伐採段階における法令等

3-2-1 法令等の概要及び運用状況

3-2-1-1 法令等の概要

表 3.3 に、オーストリアの森林経営と伐採に関する法令の概要を示す。木材の国内取引、貿易に関する法令は後述する。

表 3.3 森林経営及び伐採に関する法令

法令の名称	概要
森林法	森林政策手段、資源管理と持続可能な利用及びその保全の観点からオーストリアのすべての森林を管理する法的枠組を定める。 無許可で伐採できる面積を 0.5ha 未満に制限する。 2ha を超えた皆伐を禁止する。
森林開発計画に関する条例	森林開発計画（森林法、第 9 条）の要件を定める。
森林保護条例	保護林利用を定める。 無許可皆伐採面積を 0.2ha 未満に制限する。
連邦林法	オーストリア連邦林（全森林面積の約 15% を被覆）の法的根拠と連邦林を運営するための有限責任会社の設立を定める。
一般土地台帳法	森林を含む土地の不動産登記を定める。
商工会議所法	林業や木材加工業等、特定の経済分野における会議所会員の関連事項を定める。

3-2-1-2 森林の所有形態

森林は公有林と私有林に分類され、それぞれの所有形態の割合は次のようになっている。公有林の 3 区分における所有の内訳は、連邦政府が 15%、州が 1%、市町村が 3% となっている。また私有林の区分の内訳は、大規模私有林（200ha 以上）が 49%、小規模私有林（200ha 未満）が 22%、共同体によって管理される森林が 10% となっている（図 3.7）⁸⁹。

オーストリアでは一般に、小規模森林所有者と大規模森林所有者を区別するために 200ha を基準にしているが、平均的な所有森林面積は 13ha である。森林所有の規模をさらに細かく分類すると、2020 年において、5ha 未満の森林所有者（私有及び公有）は 58,874 戸、森林面積の約 4.6% を占め、1,000ha 以上の所有者（公共及び民間）は 267 戸で 37.3% を所有

⁸⁹ BML (2022a) Zahlen und Fakten rund um den Wald in Österreich.

していた（表 3.4）。

表 3.4 2020 年の森林面積別所有者数

森林面積クラス	所有者数（戸）	森林面積 （1,000ha）	総面積に対す る割合（％）
5ha 未満	58,874	158	4.6
5ha 以上 20ha 未満	57,387	556	16.3
20ha 以上 50ha 未満	13,697	414	12.1
50ha 以上 100ha 未満	3,528	242	7.1
100ha 以上 200ha 未満	1,947	267	7.8
200ha 以上 1000ha 未満	1,256	503	14.7
1000ha 以上	267	1,272	37.3
総計	136,956	3,412	100

出典：Statistik Austria（2020）⁹⁰

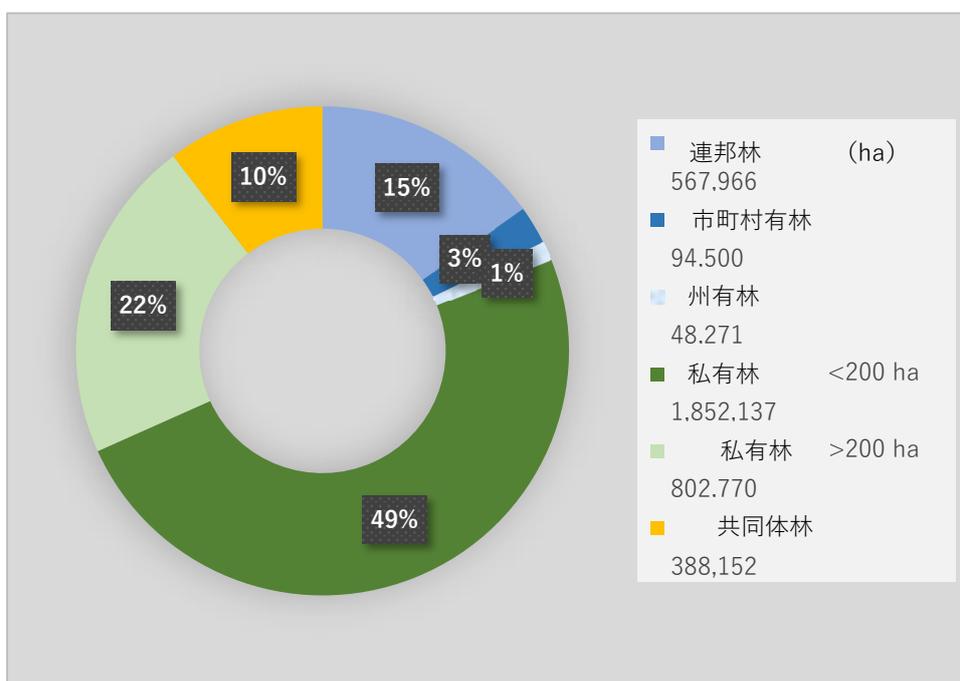


図 3.7 オーストリアにおける主な森林所有形態

出典：BML（2022a）⁹¹

オーストリアで最大の森林所有者は、公営のオーストリア連邦森林公社⁹²である。同公社

⁹⁰ Statistik Austria (2020) Tabelle: Land- und forstwirtschaftliche Betriebe nach Flächennutzung 2020.

⁹¹ BML (2022a) 前掲

⁹² 連邦林法 1996 年によって規定された公的企業

は、51万 ha の森林（森林面積全体の約 15%）を所有する⁹³。第 2 位の公有林所有者はウィーン市で、市域（31%）とウィーン州外に水資源保全林という形で約 34,000ha を保有する⁹⁴。最大の民間所有者は、マイヤー・メルンホフ・サウラ林業会社であり、約 28,000ha（森林面積の 0.82%）を所有する。

オーストリアの林業会社は、一般的に、森林所有者が自ら会社を経営し、森林の管理経営を行う形態となっている。森林所有者のほとんどは農家であり、ほぼ経営権を持つが、伐採など自ら実施することが困難な作業を他の専門事業者に委託する。2020 年の農林業経営者約 155,000 人のうち、土地を持たない経営者は 270 人であった。つまり、オーストリアのほぼすべての森林所有者経営権を保有していることになる。

3-2-2 伐採に関する許認可制度の状況及び許可証等の法令に基づく書類の概要

3-2-2-1 伐採計画及び許可

オーストリアでは木材生産を目的に、生産林に区分された植林地や天然林で皆伐、または伐採が行われる。森林法により以下の場合には許可が必要とされる。

- 0.5ha 以上の面積での皆伐及び伐採
- 伐採予定地の林分材積が低い、または天然更新が確実でない森林に隣接している森林での伐採
- 過去に森林所有者が違反を犯しており、当局による特別な監督を必要とする森林での伐採

木材の伐採は、環境リスクや危険の回避に重点を置き、森林法によって規制されている。0.5ha 未満（保護林では 0.2ha 未満）の小規模の皆伐及び単木の伐採は、環境に与える影響が低いと考えられ、伐採許可は不要である。伐採面積が 0.5ha 以上の場合、所有者または伐採事業者（所有者と契約を結んだ事業者）は、伐採許可を申請しなければならない。申請書には、伐採面積、伐採する木材の場所や樹種を明記する必要がある、申請結果として州政府の森林当局より許可（3-2-3 を参照）が発行される。森林当局は、再植林を条件に伐採承認を与える場合があるが、天然林が十分に分布する場合は例外とする。さらに、森林当局は、承認後、現地での遵守状況を確認する。また、森林経営計画の作成は任意であるが、森林所有者が作成を希望する場合は、森林法によってその要件や内容が規定されている。

3-2-2-2 社会・環境に関連する条項

1) 伐採に関する環境条件

森林法において、伐採時の環境要件の遵守が規定されている。すべての森林所有者は、森

⁹³ ÖBF (2022) Unternehmensprofil Zahlen und Fakten.

⁹⁴ Wiener Zeitung (2015) Wem gehört der Wald?

林法第 16 条に従い、森林土壌の質を保護し、森林更新又は再生を確保するための措置を講じなければならない。また、林道の開設には別途許可が必要となる。

上述の通り、0.5ha 以上の伐採面積を伐採する場合、伐採活動の内容を記載した申請書を提出し、当局が許可証を発行する。許可証には、環境への影響を軽減するための措置が要件として含まれることもある。そして、森林当局は、許可された伐採について、現地でその遵守状況を検査することになっている。

2) ワシントン条約 (Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora: CITES) 及び保護樹種

オーストリアで生産される木材樹種はワシントン条約の規制対象樹種リストに記載されていない。

なお、オーストリアには、比較的希少な樹種であるスイスマツ (*Pinus cembra*) の森林がいくつか分布する。オーストリア東部アルプスで最大のスイスマツ林は、東チロルのデフェレゲントルの奥地に 170ha の林分がある。このうち自然林保護区に指定された 100ha の林分には樹齢 600 年に達するものもあり、厳しく保護されている。スイスマツの木材の伐採、加工は、伝統的な家具の製造に限られる⁹⁵。

3) 保護区

オーストリアでは、州政府が自然保護に関する法律、管理、監視に責任を負っている。国土の約 27% は自然保護法の下で保護されており、16% はナチュラ 2000⁹⁶ の自然保護区域、国立公園、自然保護区として厳しく保護されており、11% は景観保護区など、それほど厳密ではない保護区で構成されている。自然保護地域の規制のもと、政府は危険地域計画を策定し、該当区域では、伐採は禁じられている。

4) 森林に関する慣習権

森林の慣習的利用権の一般的な例としては、道路の使用権や放牧権などがある。こうした慣習権は、法律に従って行使されなければならないとされており、土地所有者が慣習的権利を承認せず、かつ、利用者が 3 年以内に権利を行使しない場合、慣習権は失われる。なお、オーストリアの慣習権は、土地登記簿で十分に確立されているため、特定することができる。NEPCon (2017)⁹⁷ によると、慣習権の侵害リスクは低く、特に指摘されていない。

⁹⁵ Lamodula (2022) Zirbenholz: Alles Wissenwerte über dei Zirbe & Zirbelkiefer.

⁹⁶ 欧州の生物多様性を保全するため、1992 年生息地指令 (92/43/EEC) に基づいて設定 EU における自然保護区のネットワーク

⁹⁷ NEPCon (2017) Timber Legality Risk Assessment Austria Country Risk Assessment, Version 1.0 | August 2017. Nature Economy and People Connected (NEPCon)

3-2-3 伐採の合法性が確認できる書類の事例及びその発行条件

前述の伐採許可証は、森林法で規定され、0.5ha以上の面積（保護林の場合は0.2ha以上）で伐採を行う場合に必要となる。許可証には、場所、面積、樹種など、許可された伐採の詳細が記されている。原則として伐採許可証を申請するのは森林所有者である。申請者が再造林義務を果たすかどうか合理的に疑問がある場合、州森林局は申請者に保証金を要求することができる。この保証金が入金されるまで、伐採を開始してはならない。しかし、実際には森林当局が保証金を要求することは少ない。当局は、伐採許可申請書が提出されてから6週間以内に決定を下すものとされている。この期間内に当局が決定を下さない場合、申請者は申請した伐採を実施することができる。伐採許可証の有効期間は、通知が法的効力を得てから5年後に終了する。有効期限は、死亡による譲渡や譲渡契約に基づく場合を除き、森林の所有権変更によっても失効する。

伐採許可証の要件と記載内容は国内で共通であるが、その様式は州によって異なる。付属資料1（伐採許可証）は、シュタイアーマーク州の管轄地区森林局が、0.5ha以上の森林区域の皆伐に対して発行した伐採許可証である。

伐採に関し、森林所有者は、伐採企業に伐採やその一部を依頼することが多い。そのような場合、森林所有者と伐採企業の間で契約が結ばれる（付属資料2：木材伐採契約書）。

3-3 木材の流通段階における法令等

3-3-1 法令等の概要及び運用状況

EUTRのオーストリア国内実施法であるHolzHÜGが木材の流通及び貿易に適用される。また、国内の一般的な輸送や取引に関する規定も木材の流通段階で適用される（表3.5）。

表 3.5 流通段階に関する法令

法令の名称	概要
HolzHÜG	EUTRのオーストリア国内実施について規定する。
国際物品運送契約に関する国際条約（International Convention on the Contract for the International Carriage of Goods by Road:CMR）	道路交通に関わる当事者の権利と義務を含む国際的な協定とされる。 契約で指定された物品の引取場所と引渡指定場所が異なる2つの国にある場合、報酬を得るために車両で物品を道路運送するためのすべての契約に適用される。 同条約の文書は、国際的に陸上輸送に必要とされている。荷主、運送人、受取人の記載が必要となる。

法令の名称	概要
商品輸送法 (Goods Transportation Act:GübefG)	最大許容総重量の合計が 3,500kg を超える道路交通またはトレーラーによる商品の商業輸送を規制する。 国境を越えた商品の商業輸送を規制する。
一般運送事業者規約 (Genral Austrian Forwarders' Terms and Conditions:AÖSp)	運送事業者が商取引の過程で行うすべての活動に適用される一般的な規約となる。
木材取引慣行 (Austrian Timbe Trade Practices:ATTP)	木材・木材製品の輸送に関する商法としての取引慣習が含まれる。

3-3-2 木材の流通・合法性の確保に関する法令

3-3-2-1 木材の輸送

オーストリアで木材・木材製品は、主に道路輸送と鉄道輸送によるが、道路による直接輸送が一般的である。木材・木材製品の輸送に関する特別な規則はないが、木材取引慣行 (Austrian Timber Trade Practices:ATTP) には、原木の輸送に関わる条項がいくつか含まれている。

原木の輸送は、工場での受け渡しと森林での受け渡しの2通りがある。「工場での受取り」の場合、木材を伐採した林業会社が原木輸送を専門とする輸送会社と契約し、輸送会社は伐採された原木を買い手の工場又は貨物列車のターミナルなど事前に合意した目的地まで輸送する。これに対し、「森林での受取り」の場合、林業会社は伐採した丸太を林道沿いの集積場に置くまでを担い、その後の輸送は買い手が手配する⁹⁸。オーストリアでは後者の「森林での受取り」が主流である⁹⁹。

輸送には、国際物品運送契約に関する国際条約 (International Convention on the Contract for the International Carriage of Goods by Road:CMR) で規定された運送状 (付属資料3) が使われる。CMRは、道路運送の契約上の証拠となるもので、業務の範囲と責任を決定し、関係者と運送品を特定するものである。この書類には、売主が運送業者に伝える指示が記載されており、陸上輸送の際には必ず商品に添付しなければならない。木材の原産地、樹種の種類、量、購入者の身元が記載されている。

⁹⁸ Kretzer et al. (2009) Supply Chain Forst-Logistik-Säge – Erstanwendungsplattform von IT/Telematikkonzepten zur ressourceneffizienten Holznutzung im Gebirgswald, Wien.

⁹⁹ Zazgornik et al. (2012) A comprehensive approach to planning the deployment of transportation assets in distributing forest products, in : International Journal of Revenue-Management, Volume 6 (2012), Issue 1/2, S. 45-61.

3-3-2-2 木材の加工

産業部門全般に適用される労働、安全、環境に関する規則を除けば、特に木材・木材製品の加工に関する特別な法律や規則はない。ただし、加工事業者は、EUTR においてトレーダーに位置づけられ、「木材・木材製品を納入したオペレーターまたはトレーダー」と「木材・木材製品の販売先となるトレーダー」を特定し、前者についてその記録を最低 5 年間保存することが義務づけられる。これに該当する書類例として、納品書が挙げられる。すべての原木は納品書で記録され、伐採主体にまで追跡が可能となる。納品書には、木材に関する情報（供給者、購買者、品質、数量など）が含まれる。原木の納品用の納品書は、森林・木材・紙に関する商工会議所によって設立された「フォレスト・ホルツ・ペーパー（Forst-Holz-Papier）」の納品書テンプレートを使う（付属資料 4）。

3-3-3 木材・木材製品を輸入・輸出する際の法令・証明システムの概要及び事例

3-3-3-1 木材・木材製品の貿易に関する法令等の概要

オーストリアにおける木材貿易に関連する法令を表 3.6 に示す。最も関連する法令は EUTR とその国内法である HolzHÜG である。また木材貿易は、オーストリアの貿易全般を規定する企業法典（Code of Commerce:UGB）や ATTP が木材取引における商業契約の法的基準を提供する。UGB、HolzHÜGなどを総称してオーストリア貿易法（Austria trade law）と呼ぶ。

表 3.6 木材・木材製品の貿易に関する法令

法令の名称	概要
木材取引監視法 (HolzHÜG)	EUTR と FLEGT 制度の国内実施を規定する。
企業法典 (Code of Commerce:UGB)	情報提供義務、会社売買の手続き、会計、会社登記簿への記載、取引など、会社の権利と義務について規定する。
木材取引慣行 (ATTP)	木材・木材製品の輸送に関係する商法としての貿易慣習が含まれる。
植物防疫法	貿易に関する植物検疫について規定する。

3-3-3-2 木材の輸入

1) EU 域外からの輸入

EU 域外からの輸入の場合、HolzHÜG に従い、連邦森林局（Federal Forest Office: BFA）が輸入木材の合法性の監視と管理を行う。監視の一環として、輸入品は木材の種類、輸入国、木材の加工度合いに関する点数方式でリスクが評価される。このため、BFA は税関から定

期的に関連データを受け取る。

EU 域外からの木材輸入について、輸入業者は、EUTR で規定されたデュー・デリジェンス¹⁰⁰を実施しなければならない。BFA による事業者検査では、BFA はデュー・デリジェンスの実施を示す書類の確認と、オペレーターへの訪問検査を実施する。リスクを考慮して、監査の焦点は、EU 圏外の南東ヨーロッパ諸国、南米、アフリカ、アジア（特に中国とマレーシア）からの木材製品輸入が挙げられる。2021 年には、26 オペレーターが検査され、17 件のデュー・デリジェンスに関する違反が報告されている（表 3.7）。

表 3.7 オーストリア政府によるオペレーターのデュー・デリジェンス検査実績

	検査件数	デュー・デリジェンス違反件数	行政処分による反則金	当該木材・木材製品の販売の中止
2017 年～2018 月	38 件	11 件	-	-
2020 年	不明	16 件	7 件	-
2021 年	26 件	17 件	8 件	2 件

2019 年は報告なし

出典：European Commission (2020)¹⁰¹及び BML ウェブサイト¹⁰²

また、HolzHÜG は、管轄官庁が必要に応じて木材・木材製品のサンプルを採取し、検査できると規定しており、政府は、輸入木材の科学的検査についてドイツのチューネン研究所に委託している。

2) EU 域内からの輸入

事業者は EUTR におけるオペレーターとしてのデュー・デリジェンスの義務はなく、事業者はトレーダーとして取引輸入を記録する義務が課せられる。

3-3-3-3 輸出

木材の輸出は、税関の審査を受ける。必要な輸出書類は、輸出先によって異なる。EU 域外の国への輸出には、一連の税関書類が必要である。これらの書類には、輸出申告書、インボイス、原産地証明書や植物検疫証明書などが含まれる（表 3.8）。

¹⁰⁰ EUTR におけるデュー・デリジェンスはクリーンウッドナビを参照：

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/eutr.html>

¹⁰¹ European Commission 2020 EUTR Analysis 2019: Background analysis of the 2017-2019 national biennial reports on the implementation of the European Union's Timber Regulation (Regulation EU No 995/2010)

¹⁰² EUTR- und FLEGT-Berichte: <https://info.bml.gv.at/themen/wald/eu-international/eutr-flegt-berichte.html>

表 3.8 木材・木材製品を輸出する際に法的に必要な書類

文書名	概要	発行主体・発行機関
輸出申告書	輸出のための税関申告書である。オーストリアでは、輸出用の税関申告書は、一般的に e-customs と称されるシステムを利用して電子的に提出される。	税関事務所
インボイス	商業的な内容はもちろん、関税番号や原産地証明など、輸入国での輸送や通関を円滑に行うためのあらゆるデータが記載されている。	輸出業者
原産地証明書 (付属資料 5)	オーストリアと EU の木材製品の原産地を証明するものである。	各連邦州の商工会議所
植物検疫証明書 (付属資料 6)	木材に菌類や害虫がないこと、または製品が植物検疫を受けたことを証明する。	各連邦州の植物保護局
船荷証券	運送契約の成立を証明するもので、運送人が運送のための貨物を受領したことを確認するもの。	荷送人
パッキングリスト	パッケージの寸法や品目に関する情報が記載される。	荷送人
重量リスト	リストの総重量は、輸送書類に記載されている情報と一致する必要がある。	荷送人

3-4 その他の関連情報

3-4-1 森林認証制度の状況

オーストリアには、Programme for the Endorsement of Forest Certification (PEFC) と森林管理協議会 (Forest Stewardship Council : FSC) の認証制度が利用されている。2019年12月時点において、約7万7,000区画(約300万ha)の森林がPEFC森林認証を有し、667件のPEFC-CoC認証が有効であった¹⁰³。FSCに関しては、587haの森林が認証を有し、FSC-CoC認証は435件であった¹⁰⁴。

3-4-2 違法伐採に関する関連情報

オーストリアでは林業分野における、法律の違反事例は少ない。不適切な森林経営や伐採の報告事例として、近隣住民の権利に悪影響を与える境界付近での伐採、法的に許可された以上の森林面積の皆伐等が挙げられる。なお、ニーダーエスタライ州の郡森林検査によって

¹⁰³ PEFC (2022) PEFC Austria. Bedeutung von PEFC.

¹⁰⁴ FSC (2022) FSC in Österreich. FSE – die Organisation.

森林法違反が発見されたのは、過去2年の間に1件であった。NEPCon (2017)¹⁰⁵による評価では、伐採、輸送、取引のすべてのカテゴリーでリスクは低いとされている。

3-5 付属資料

付属資料1：伐採許可証：シュタイヤーマーク州での皆伐に対して発行された許可証

付属資料2：木材伐採契約書

付属資料3：国際物品運送契約に関する国際条約 運送状

付属資料4：納品書

付属資料5：原産地証明書

付属資料6：植物検疫証明書

¹⁰⁵ NEPCon (2017) 前掲


Das Land Steiermark

BEZIRKSHAUPTMANNSCHAFT WEIZ

Bezirkshauptmannschaft Weiz → Umwelt/Agrarreferat

伐採許可証の受益者

責任者

伐採許可証の受益者

Bescheid

通知書
宣告文

関連法規として森林法第 88 条第 1 項及び第 4 項を参照

Spruch:

Gemäß § 88 Abs. 1 und 4 des Forstgesetzes 1975, BGBl. Nr. 440 i.d.g.F. werden dem

伐採許可証の受益者

以下の伐採作業が許可されています。

伐採地	bewilligt:						プロット番号
	森林 ユニット名	サブユニット	面積	林齢	市町村コード		
	Schlag- fläche	WO- Bezeichnung	Uabt.	Ausmaß (ha)	Alter	KG	Gst. Nr.
1							
2							
3							
4							

すべての伐採地の面積が 0.5 ha を超えるため、伐採許可が必要である。

Der mit dem Genehmigungsvermerk versehene Lageplan bildet einen Bestandteil dieses Bescheides.

BE IV 11

Das elektronische Original dieses Dokumentes wurde antesigniert. Hinweise zur Prüfung der elektronischen Signatur bzw. der Echtheit des Ausdrucks finden Sie unter: <https://as.stmk.gy>

上記リストのうち、承認された伐採地の詳細な説明



伐採申請が森林法の規制に抵触しないこと

Auf Grund des durchgeführten Ermittlungsverfahrens, insbesondere der örtlichen Erhebung, am 09.11.2021, konnte festgestellt werden, dass die beantragte Fällung den Bestimmungen des Forstgesetzes 1975 nicht entgegensteht.

Es war daher wie im Spruch zu entscheiden.

Die Kostenvorschreibung erfolgte tarifgemäß.

Hinweise:

表示 (森林法に基づく正しい伐採の手順について)

1. Bei der Fällung und Bringung sind im Sinne des § 58 Abs. 3 des Forstgesetzes 1975 der Waldboden und der darauf stehende Bewuchs möglichst wenig zu beschädigen, insbesondere die Wiederbewaldung nicht zu gefährden und unvermeidbare Schäden sogleich nach Bringungsabschluss zu beheben.
2. Zur Vorbeugung gegen Schädlingsbefall ist gemäß § 45 des Forstgesetzes 1975 in Verbindung mit der Forstschutzverordnung, während der Vegetationsperiode die Entrindung oder chemische Behandlung des Waldholzes binnen vier Wochen nach der Fällung vorzunehmen.
3. Die Nutzungsflächen - Bestandeslücken - sind gemäß § 13 Abs. 1 bis 10 des Forstgesetzes 1975 binnen 5 Jahren nach Durchführung der Fällung mit standortstauglichem Vermehrungsgut erstmals wiederzubewalden und so lange nachzubessern und zu pflegen, bis die Verjüngung gesichert ist.
4. Die erteilte Fällungsbewilligung erlischt gemäß § 92 des Forstgesetzes 1975 mit Ablauf von fünf Jahren nach Rechtskraft des Bescheides und ferner bei Wechsel im Eigentum des Waldes, ausgenommen bei Übergabe von Todes wegen oder auf Grund von Übergabeverträgen.

上訴権についての説明

Rechtsmittelbelehrung

Sie haben das Recht, gegen diesen Bescheid **Beschwerde** an das Verwaltungsgericht zu erheben. Die Beschwerde ist innerhalb von **vier Wochen** nach Zustellung dieses Bescheides **schriftlich** bei uns einzubringen.

Sie haben auch die Möglichkeit, die Beschwerde über das Internet mit Hilfe eines Web-Formulars einzubringen (<https://egov.stmk.gv.at/rmbe>). Bitte beachten Sie: Dies ist derzeit die einzige Form, mit der Sie eine beweiskräftige Zustellbestätigung erhalten.

Weitere technische Einbringungsmöglichkeiten für die Beschwerde (z.B. Telefax, E-Mail)

Ergeht an:

1. 伐採許可証の受益者

Kosten:

伐採申請・許可手続きに関わる費用（申請者負担）

dem Konto des Empfängers einlangt:

Betrag	所轄の郡当局の送金額および銀行口座情報
Empfänger	
IBAN:	
Verwendungszweck	

per E-Mail an:

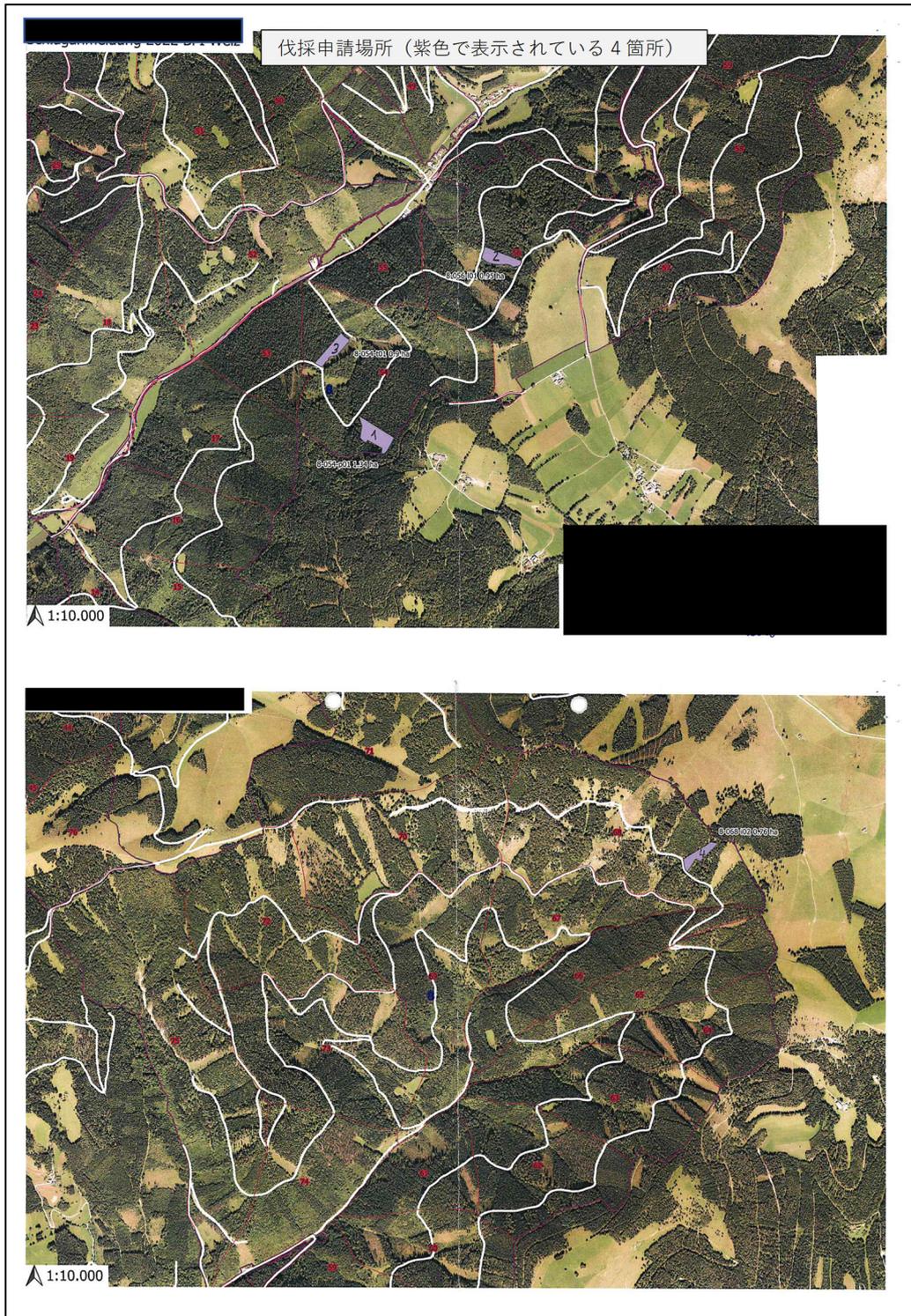
伐採許可証の写しを電子メールにて受領した当局

2.

3.

4.

支払額を証明する銀行印



注釈：伐採許可証の要件と記載内容は国内で共通であるが、その様式は州によって異なる。

付属資料 2：木材伐採契約書

HOLZWERBUNGSVEREINBARUNG
im Werkvertrag

Forstverwaltung: _____ Datum: _____ Revier: _____ Vereinbarung: _____

Revier: _____

Waldort: _____

平均コスト ユーロ/m³ 木材

Vornutzung Einzelstamm Kahnhieb Räumung Gesamt Laubholz Kalamität BHD Festmeter je Stamm Stamm-anzahl Prämie je Festmeter Riehtzeit Multiplikationsfaktor

Handarbeit Maschinen Sonstiges Gesamt

プレユース 単木 皆伐 除伐 合計 広葉樹 問題点 DBH m³/本 丸太数

手作業 機械 その他 合計

業務状況 **Arbeitsbedingungen** **Nutzungsaufteilung** **Übernehmer:**

Geländeneigung _____ %

Schlägern und Bringen 伐採のみ Wert _____

nur Bringen 伐採・搬出

Teilarbeit A 輸送のみ

Fällen Entasten Entasten Spranzen Ausformen Unterräumen Frätten

SCHLAGERN Belastungsgrad _____ % Wert _____

Astabstand _____ cm

Aststärke _____ cm

Rücken Liefen Streifen Seilen Ausformung Sortieren

BRINGEN Maschinen-Einsatz / Kosten (nur für FV)

Maschinen Festmeter Festmeter/Std €/Std

Abf/Uabt W/NEIN Pfla/Kal KEVR

使用分布 (業務実施されている森林地域の詳細など)

契約受益者 (森林業務の引継ぎ)

UID Nr.: 会社識別番号

商業的に活発な伐採会社 帳簿作成の義務のある森林管理のある農家 同義務のない農家

Schlägerunternehmen mit Gewerbe

Bauernakkordant buchtl.-pflichtig

Bauernakkordant nicht buchtl.-pflichtig bzw. bäuerliches Nebengewerbe

Umsatzsteuer In jedem Fall bestätigt der Übernehmer, dass diese Tätigkeit mit seinem Gewerbe oder Land- und Forstbetrieb mitversichert ist. Sollte es sich nachträglich herausstellen, dass dies nicht der Fall ist, verpflichtet sich der Übernehmer, den Auftraggeber dies und allfäll. Steuern in _____

Bankverbindung: _____

BLZ: _____ Konto-Nr.: _____

übernimmt die Aufarbeitung von Holz zu folgenden Preisen in (ankreuzen)

Art	ca. Menge fm	BHD	Schlägern - €	Bringen - €	1	2
					€/Std.	€/fm
Kahnhieb						
Vornutzung						
Summe oder DS						

übernimmt die Aufarbeitung von Holz zu folgenden Preisen in (ankreuzen)

Werk Lager Wald

Bei Abrechnung nach Stunden müssen die Aufzeichnungen vom Revier bestätigt werden. Die Abrechnung und Bezahlung erfolgt erst nach ordnungsgemäßer und vollständiger Fertigstellung der Arbeit laut dieser Vereinbarung und den allgemeinen Auftragsbedingungen. Eine Kürzung des Preises ist möglich, wenn nicht alle vereinbarten Teilarbeiten voll oder termingerecht erfüllt werden. Bei Auftreten von vermeidbaren Schäden am stehbleibenden Bestand, Waldboden oder Holz ist der Übernehmer zum Schadenersatz verpflichtet. Dasselbe gilt für schwerwiegende Verstöße gegen die nebenstehenden Richtlinien oder allgemeinen Auftragsbedingungen. Die allgemeinen Auftragsbedingungen des Forstbetriebes Mayr-Mehrfhof-Saurau für die Erbringung forstwirtschaftlicher Leistungen im Rahmen von Werkverträgen wurden in Kopie übergeben und vollständig zur Kenntnis genommen.

Gerichtsstand: Frohneiten Leoben _____

Forstverwaltung _____ Ort und Datum _____ Übernehmer _____

Wohnungsbenützung: JA / NEIN (wenn ja, liegen solche bei) Infoblatt Notfall JA / NEIN

木材生産に関するガイドライン

顧客ごとの木材総量

Holzanfall je Kunde

Kunde Festmeter

Werk _____

Lieferschein

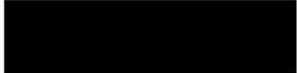
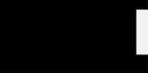
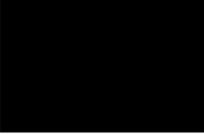


Nr.: _____ Datum: _____

VERKÄUFER: (Name) 販売者 : (氏名) <input type="checkbox"/> 20% USt. (Regelbesteuerter LW+FW/Handel) UID-Nr.: _____ <input type="checkbox"/> 13% USt. (付加価値税, regelbesteuert LW+FW/Handel) 会社の識別番号 : _____ <input type="checkbox"/> 13% USt. (付加価値税, FW) クロージングレター番号 : _____ <input type="checkbox"/> 13% USt. (Stockverkauf) 出発地 : _____ <input type="checkbox"/> 0% USt. (kein LW+FW) Import Export	
Geschätzte Menge: Lieferzustand: Sortiment: Holzart: 樹種: 見積量 : _____ m ³ (FMO/RMM/Sm) <input type="checkbox"/> mit 発送状況: _____ <input type="checkbox"/> Sägen 各種: _____ t (Lutro)/Stück <input type="checkbox"/> Teilentladung _____ % (Stk.) <input type="checkbox"/> Ind. <input type="checkbox"/> 製材丸太 <input type="checkbox"/> 産業用丸太 <input type="checkbox"/> エネルギー材 <input type="checkbox"/> TA <input type="checkbox"/> KI Längen: von _____ m bis _____ m <input type="checkbox"/> ohne Rinde <input type="checkbox"/> Bre. <input type="checkbox"/> BU <input type="checkbox"/> EI	
Holz stammt aus Erfüllungsort <input type="checkbox"/> a _____ 履行場所 <input type="checkbox"/> ein _____ <input type="checkbox"/> frei Werk <input type="checkbox"/> frei Waggon <input type="checkbox"/> anders zert. Zertifizierung 認証 <input type="checkbox"/> zu _____ <input type="checkbox"/> _____ <input type="checkbox"/> nicht zertifi. <input type="checkbox"/> PEFC zerti <input type="checkbox"/> PEFC 認証林 <input type="checkbox"/> 自社事業による木材 <input type="checkbox"/> 購入・取引 <input type="checkbox"/> 共同事業化 <input type="checkbox"/> 木材の由来 <input type="checkbox"/> 自社事業による木材 <input type="checkbox"/> 購入・取引 <input type="checkbox"/> 共同事業化 <input type="checkbox"/> PEFC 認証林 <input type="checkbox"/> その他の認証林 <input type="checkbox"/> 非認証林 	
Anm.: _____ Projektnummer: _____ Legalität und Verfügungsberechtigung 適法性・使用权 Der/die Verkäufer bestätigt/-en entsprechend (販売者は EUTR への適合性を確認する。) _____ den Rechtsvorschriften den Holzeinschlag betreffend geemtet zu haben und auch zivilrechtlich zu diesem Verkauf berechtigt zu sein.	
Datum und Unterschrift des Verkäufers: _____	
FRÄCHTER: (Name) 運送業者 : (名称) UID-Nr.: _____ 会社の識別番号 Abfuhrzeit und -datum: _____	
Frachtmittel: Beladeanteile des Lieferscheines an den Stößen schraffieren <input type="checkbox"/> LKW pol. 運送手段 <input type="checkbox"/> Anhänger pol. <input type="checkbox"/> トラック登録番号 <input type="checkbox"/> トレーラー登録番号 <input type="checkbox"/> Waggon N <input type="checkbox"/> ワゴン番号 <input type="checkbox"/> セミトレーラー登録番号 <input type="checkbox"/> Sattelzug Verladebahnhof: _____ 荷揚げ駅 : Verladestelle: _____ 荷揚げターミナル :	
Bemerkungen: _____	
Fahrer: Name und Telefonnummer 運転手 : 名前及び電話番号 Datum und Unterschrift des Frächters: _____ 運転手の日付及び署名 :	
KÄUFER: (Name) 購入者 (氏名) UID-Nr.: _____ 会社 ID 番号 工場 Werk: _____	
Holz wurde Werkseingang/Anlieferungszeit und -datum: Bemerkungen: <input type="checkbox"/> sofort gemessen _____ <input type="checkbox"/> sofort gewogen 工場入庫/出庫日時 <input type="checkbox"/> zwischengelagert <input type="checkbox"/> fuhrgetrennt _____ <input type="checkbox"/> nicht angenommen <input type="checkbox"/> reklamiert	
Datum und Unterschrift des Käufers: _____ 購入者の日付と署名 :	

Vereinbart am 01.12.2016 zwischen den Partnerorganisationen der Kooperationsplattform Forst Holz Papier (FHP). 1 Original, je nach Bedarf 2 oder 3 Durchschläge.

付属資料 5：原産地証明書

<p>1 Absender - <i>Consignor - Expéditeur-Expedidor</i></p> <p> 荷送人</p>	<p>L 123456</p>	<p>ORIGINAL</p>
<p>2 Empfänger - <i>Consignee - Destinataire - Destinatario</i></p>	<p>EUROPÄISCHE GEMEINSCHAFT <i>EUROPEAN COMMUNITY - COMMUNAUTÉ EUROPEENNE - COMUNIDAD EUROPEA</i></p> <p>URSPRUNGSZEUGNIS <i>CERTIFICATE OF ORIGIN - CERTIFICAT D'ORIGINE - CERTIFICADO DE ORIGEN</i></p>	
<p> 荷受人</p>		
<p>4 Angaben über die Beförderung - <i>means of transport - expédition - expedición</i></p> <p> 輸送手段</p>	<p>3 Ursprungsland - <i>country of origin - Pays d'origine - Pais de origen</i></p> <p> 原産国</p>	<p>5 Bemerkungen - <i>remarks - observations - observaciones</i></p> <p>備考</p>
<p>6 Laufende Nummer; Zeichen, Nummern, Anzahl und Art der Packstücke; Warenbezeichnung <i>Item number; marks, numbers, number and kind of packages; description of goods</i> <i>N° o'ordre; marques, numéros, nombre et nature des colis; désignation des marchandises</i> <i>N° de orden; marcas, numeración, número y naturaleza de los bultos; descripción de las mercancías</i></p>	<p>7 Menge <i>Quantity</i> <i>Quantité</i> <i>Cantidad</i></p>	
<p> 項目番号、荷物数と種類</p>	<p> 数量</p>	
<p>8 DIE UNTERZEICHNENDE STELLE BESCHWEIGT, DASS DIE OBEN BEZEICHNETEN WAREN IHREN URSPRUNG IN DEM IN FELD 3 GENANNTEN LAND HABEN <i>The undersigned authority certifies that the goods described above originate in the country shown in box 3 / L'autorité soussignée certifie que les marchandises désignées ci-dessus sont originaires du pays figurant dans la case No. 3 / La autoridad infrascrita certifica que las mercancías abajo mencionadas son originarias del país que figura en la casilla no. 3</i></p> <p>Box3 に原産国記載された商品についての当局の証明</p> <p></p> <p><small>Ort und Datum der Ausstellung; Bezeichnung, Unterschrift und Stempel der zuständigen Stelle / Place and date of issue; name signature and stamp of competent authority / Lieu et date de délivrance; désignation, signature et cachet de l'autorité compétente / Lugar y fecha de expedición, designación, firma y sello de la autoridad competente</small></p> <p><small>Ref. IH-15/94 Wirtschaftskammer Österreich</small></p>		

付属資料 6：植物検疫証明書

1 Name und Anschrift des Exporteurs <i>Name and address of exporter</i> 輸出者の名前と住所		2 PFLANZENGESUNDHEITSZEUGNIS Nr. EU/AT/ No. EU/AT/ Phytosanitary Certificate 植物検疫証明書	
3 Angegebener Name und Anschrift des Empfängers <i>Declared name and address of consignee</i> 申告された荷受人の名前及び住所		4 Pflanzenschutzdienst von ÖSTERREICH an Pflanzenschutzdienst(e) von <i>Plant Protection Organization of AUSTRIA</i> to Plant Protection Organization(s) of 5 Ursprungsort <i>Place of origin</i> 原産地	
6 Angegebenes Transportmittel <i>Declared means of conveyance</i> 申告された輸送手段		  REPUBLIK ÖSTERREICH AMTLICHER ÖSTERREICHISCHER PFLANZENSCHUTZDIENST	9 Angegebene Menge <i>Quantity declared</i> 申告された数量
7 Angegebene Eintrittsstelle <i>Declared point of entry</i> 申告された入国場所			
8 Zahl und Beschreibung der Packstücke, Unterscheidungsmerkmale, Art der Ware, botanischer Name der Pflanzen <i>Number and description of packages, Distinguishing marks, Name of produce, Botanical name of plants</i> 荷物の数及び記載、識別印、産物の名称、植物の学名			
10 Hiermit wird bestätigt, dass die oben beschriebenen Pflanzen, Pflanzenerzeugnisse oder anderen geregelten Gegenstände mittels geeigneter Verfahren amtlich untersucht oder getestet wurden und als frei von Quarantäneschädlingen, die von der einführenden Vertragspartei benannt wurden, befunden wurden und dass sie den geltenden phytosanitären Anforderungen der einführenden Vertragspartei, einschließlich den Anforderungen hinsichtlich geregelter Nicht-Quarantäne-Schädlinge, entsprechen. <i>This is to certify that the plants, plant products or other regulated articles described herein have been inspected and/or tested according to appropriate official procedures and are considered to be free from the quarantine pests specified by the importing contracting party and to conform with the current phytosanitary requirements of the importing contracting party, including those for regulated non-quarantine pests.</i>			
11 Zusätzliche Erklärung <i>Additional Declaration</i> 追加の申告			
ENTSEUCHUNG UND/ODER DESINFIZIERUNG Disinfestation and/or Disinfection Treatment 12 Behandlung <i>Treatment</i> 殺菌及び、または殺菌処理		Ausstellungsort <i>Place of issue</i> Dienstsiegel <i>Stamp of Organization</i>	
13 Chemikalie (Wirkstoff) <i>Chemical (active ingredient)</i>	14 Dauer und Temperatur <i>Duration and temperature</i>	Name des Kontrollorgans <i>Name of authorized officer</i> Datum <i>Date</i> Unterschrift <i>Signature</i>	
15 Konzentration <i>Concentration</i>	16 Datum <i>Date</i>		
17 Sonstige Angaben <i>Additional information</i>			
Mit dem gegenständlichen Zeugnis wird seitens des Amtlichen Österreichischen Pflanzenschutzdienstes oder seiner Organe keine finanzielle Haftung übernommen. <i>No financial liability with respect to this certificate shall attach to the Official Austrian Plant Protection Service or to any of its officers or representatives.</i>			

4-2 オーストリア木材取引監視法(HolzHÜG)

木材取引監視法の法的規制の全体像、2023.01.25 版

木材貿易の監督に関する連邦法(木材貿易監督法-HolzHÜG)

StF:BGBl.I No.178/2013 (NR:GP XXIV RV 2442 AB 2526 S.216.BR:FROM 9105 P. 823.)

変更

BGBl. I Nr. 167/2021 Bundesgesetzblatt Teileins, Nr. 167 aus 2021, (NR: GP XXVII RV 947 AB 989 S. 115. BR: AB 10699 S. 929.)

[CELEX-Nr.: 32018L2001]

前文

国民会議が決定しました。

1.一般条項

適用範囲

§ 1.(1) この連邦法は、その実施または移行のために使用されるものとする。

1. 欧州共同体に輸入される木材のための FLEGT ライセンス制度の確立に関する規則 (EC) No 2173/2005, OJ 2005 L 321, p.1. No. OJ L 347, 30.12.2005, p.1、及び
 2. 欧州共同体への木材の輸入のための FLEGT ライセンススキームの確立に関する規則 (EC) No 2173/2005 の適用に関する詳細な規則を規定する規則 (EC) No 1024/2008 などの補足または実施規定、OJ L 321, 30.12.2008, p. 1. No. OJ L 277, 18.10.2008, p.23、及び
 3. 木材及び木材製品を市場に出す事業者の義務を定めた規則(EU)No 995/2010, OJ L 321, 30.12.2010, p. 1.No. OJ L 295, 12.11.2010, p.23、及び
 4. 次のような補足または実施規定
 - a) 木材及び木材製品を市場に出す事業者の義務を定めた規則(EU)No. 995/2010 に基づく監視団体の承認及び承認の撤回に関する手続き規則に関する代表的規則(EU)No 363/2012, ABL. No. L 115, 27.04.2012 p.12、及び
 - b) 木材及び木材製品を市場に出す事業者の義務を定めた規則(EU)No. 995/2010 に基づき、監視機関が実施するデュー・デリジェンス制度及びチェックの頻度と種類に関する詳細な規則を定めた施行規則(EU)No. 607/2012, OJ L 321, 30.12.2012, p.1. No. L 177, 07.07.2012 p.16、及び
 5. 再生可能エネルギー源からのエネルギーの使用促進に関する指令 2018/2001/EU, OJ L 329, 30.12.2018, p. 1. No. L 328, 21.12.2018 p. 82。
- (2) 第 1 項にいう法律行為の定義は、この連邦法に適用されるものとする。第三国とは、欧州連合の加盟国でない国、または欧州連合の加盟国として扱われない国を指すものとする。

当局

§ 2.(1) § 1 に言及された法律行為の実施及びこの連邦法の施行に関する権限のある当局は、他に定めのない限り、以下のとおりとする。

1. 連邦森林局

- a) §1 第1項第1号及び第2号で言及されている法的行為に関して。
 - b) §1 第1項第3号及び第4号で言及されている法的行為に関して、木材または木材製品が次の事項に関係している場合
 - aa) 第三国から欧州連合域内市場に輸入されたもの、または
 - bb) 他の欧州連合加盟国または欧州連合加盟国に準ずる国からオーストリアに持ち込まれたもの。
2. §1 第1項第3号及び第4号に言及された法律行為に関する地区行政当局。ただし、連邦森林局(Federal Agency for Forests)が第1号、文献bに従って権限を有している場合は、この限りではない。
- (2) 連邦森林局は、さらに、規則(EC) No 2173/2005 の第7(1)条の意味における欧州委員会のコンタクトパートナーとなるものとする。

オーストリア税関と他当局との協力関係

- §3.(1) オーストリア税関は、輸入に関して、第1項及び本連邦法に言及された法律行為の執行において行動するものとする。
- 1. パートナー国からの規則(EC) No 2173/2005 に従った木材製品及び
 - 2. 第三国からの規則(EU) No 995/2010 に基づく木材及び木材製品の提供を行うこと。
- (2) オーストリア税関は、特に
- 1. 税関活動の過程で入手した個人情報を含む情報で、§1に言及された法律行為の実施及び本法律の施行に必要なものを、連邦森林局または本連邦法の施行に関係するその他の当局に通知すること。
 - 2. 遅滞なく連邦森林局に通知すること。
 - a) §14 に基づく行政犯罪の疑いや報告、及び
 - b) 規則(EU) No 995/2010 の第2条、文献に基づく、違法伐採のリスクが極めて高い木材または木材製品の輸入。
 - 3. 規則(EC) No 1024/2008 の第10条に従い、連邦森林局の要請に基づき、召喚状を通知すること。
 - 4. 規則(EC) No 2173/2005 の第5条(7) に準拠した措置。及び
 - 5. 規則(EC) No 1024/2008 の第11条(2) に準拠した木材製品のみが、自由に流通できるようにリリースされること。
- (3) 連邦森林局は、第2項に基づく任務を遂行する目的で、オーストリア税関に次の情報を提供するものとする。Z2 文献bは、木材と木材製品の違法伐採のリスクが非常に高いという基準である。
- (4) 規則(EU) No. 1158/2012, OJ L. 1. No. L 339, 12.12.2012 p. 1 によって最後に修正された、取引を規制することによる野生動植物種の保護に関する規則(EC) No338/97 OJL338, 30.12.1997, p. 1. No. L61 of 03.03.1997 S.1 の実施に責任を負う委員会は、§11(3)に従って本法の施行に協力するものとする。

2.当局の任務

監視・管理機関

- §4.(1) §2(1)に基づく管轄官庁は、§1(1)に言及する法律行為及び本法の規定の遵守を監視する責任を負うものとする。監督業務に携わる機関(監督機関)には身分証明書を発行し、監督業務中はこれを携帯し、要求があれば提示するものとする。

- (2) 監督機関は、特に次のことを行うものとする。
1. §5～8 に基づく措置を講じること。
 2. 公定法及び仮差押えの証明書ごとに記録を作成し、公定法の影響を受ける者にそれぞれ1部ずつ手渡すこと、及び
 3. 仮押さえを行った場合は、直ちに所轄の地方行政庁に通知すること。

接近禁止命令の発令

§5. 管轄官庁は、§2第1項に従って、差し迫った危険の場合、通知によって、または直接、廃棄の禁止を発行することができる。

1. 規則(EC) No 2173/2005 に定義される木材製品の出荷が、有効な FLEGT ライセンスの対象であるかどうか疑わしい場合、その出荷の輸入者。
2. 規則 (EU) No. 995/2010 の意味における木材及び木材製品のオペレーター。
 - a) 第4条第1項に反する、または
 - b) 本条例の第6条及び施行規則 (EU) No 607/2012 の第2条から第5条に関連する第4条第2項に反して、市場に出荷されている、または出荷されたことがある。

試験、サンプリング、検査、評価

§6.(1) §2(1)の権限のある当局は、§5(1)の木材製品又は§5(2)の木材及び木材製品の出荷を検査し、必要な範囲内にて無償でサンプルを採取し、検査し、評価することができるものとする。この検査は、第5条第1項にいう疑義又は第5条第2項にいう疑惑が存在しなくても実施することができる。

- (2) 適切な機関、その他の団体、または有能な人物を専門家として招き、調査を実施し、鑑定書を作成することができる。

第三国への転送の指示

§7.(1) 規則(EC) No 2173/2005 の意味における木材製品の出荷で、有効な FLEGT ライセンスのない輸入申告または輸入が判明した場合、連邦森林局は、通知により、または差し迫った危険がある場合、輸入者が1ヶ月以内に有効な FLEGT ライセンスを提示しなければ、輸入者は直ちに、実証的に第三国にその出荷を輸送しなければならないことを直ちに命じるものとする。

- (2) 規則(EU) No 995/2010 の意味における木材または木材製品で、以下のことが判明している場合。

1. 第4条第1項に反する、または
2. 本条例の第6条及び施行規則 (EU) No 607/2012 の第2条から第5条に関連する第4条第2項に反して、市場に出荷されている、または出荷されたことがある。

この場合、連邦森林局は、通告により、または差し迫った危険の場合、輸入者が1か月以内に木材または木材製品の合法的な原産地を証明できない限り、規則 (EU) No 995/2010 の Art 2(f)に従い、直ちに輸入者に命じるものとする。また、掛かる木材または木材製品を直ちに第三国に移送しなければならない。

破壊指令

§8. 第7条に基づく移動が不均衡な費用を伴う場合、連邦森林局は、木材製品、木材または木材製品が押収または没収されていない限り、通知により、または差し迫った危険の場合には直接、実証的に破壊するよう輸入者に命ずるものとする。

コストとリスク移転

- §9.(1) 第5条から第8条に基づく措置に関連する費用、第13条に基づく手数料の形で適用される場合、及び第7条に基づく移動の危険は、輸入者又は市場参加者が負担するものとする。
- (2) 第1項にかかわらず、第6項第1号に基づく措置に関連する費用は、第1項第1行目及び第4行目に言及される法律行為の違反が立証されない場合、当局が負担するものとする。

開示、援助、黙認の義務

- §10.(1) 個人及び法人格を有しない団体は、第1項及び本法の規定の遵守状況を監視するため、監督機関に提出するものとする。
1. 必要な情報を提供すること。
 2. 関連する書類を閲覧のために提出すること、電子記録の閲覧を許可すること、正当な場合には、要求に応じて紙媒体または電子データ媒体によるコピーを無料で提供すること、または合理的な期間内に提出すること。
 3. 合理的な期間内に無料で関連書類を提供すること。
 4. すべての財産、施設及び輸送手段へのアクセスを許可し、輸送手段及びコンテナを開放すること。
 5. 無償で検査、評価、サンプル採取を許可すること、及び
 6. 木材製品を輸送手段から降ろすために、サンプリングのための作業条件に精通した人及び必要な装置を提供すること。
- (2) 欧州委員会又は連邦農業・地域・観光省の職員は、検査機関の検査活動に同行することができるものとする。

データ通信量

- §11.(1) 連邦森林局は、FLEGT ライセンスの検証結果を直ちにオーストリア税関に通知するものとする。
- (2) §2 第1項 及び §3 に従う当局は、欧州委員会及び欧州連合の他の加盟国または第三国の管轄当局に、すべての情報を送信する権利を有するものとする。これには、§1 で言及されている法的行為の実施のために EU 法の下で必要とされる個人データが含まれるものとする。
- (3) 第2条第1項の当局、規則(EC) No 338/97 の施行に関係する当局、行政裁判所及び通常の裁判所は、第1項に言及する法律行為の実施及びこの連邦法の施行に必要な、個人情報を含む情報を相互に提供するものとする。特に、連邦森林局及び連邦農業・地域・観光大臣は、通知及び調査結果を通知され、要求に応じて、地方行政当局及び行政裁判所がその通知の結果行った手続きに関する、個人情報を含むすべての情報を提供されるものとする。
- (4) 第2条第1項に言及された当局及びオーストリア税関は、FLEGT ライセンスに含まれるデータの交換・記録及び規則(EU) No 995/2010 の実施のために、電子システムを使用することができるものとする。

欧州連合への報告

- §12.(1) 森林連邦庁は、
1. 規則 (EC) No 2173/2005 の第8条 (1) に従い、及び
 2. 規則 (EU) No 995/2010 第8条第4項及び第20条 (1) に従い、報告書を作成するものとする。これらの報告書の草稿は、検討され、必要であれば修正されるのに間に合うように、

連邦農業・地域・観光大臣に提出されるものとする。

- (2) 連邦農業・地域・観光大臣は、第 1 項に従って報告書を欧州委員会に送信し、インターネット上で公開するものとする。
- (3) § 2 第 1 項第 2 号す及び § 3 に従う当局は、連邦森林局に、第 1 項で言及されているレポートの作成に必要な情報をタイムリーに提供するものとする。

料金

§ 13. この法律の施行に際しての連邦森林局の活動については、BFW 法第 3 条第 6 項に従って費用負担金を設定するものとする。

1. § 1 第 1 項、第 1 号及び第 2 号で言及されている法的行為に関する次のこと
 - a) 輸入業者による FLEGT ライセンスの検証。
 - b) 輸入業者による § 5 から § 8 までの措置と
 - c) これらの行為に対する侵害が認められた場合、及び
2. § 1 第 1 項、第 3 号 及び第 4 号で言及されている法的行為に関して、これらの法的行為の侵害が支払われるべきであると判断された場合。

この法律の実施における連邦森林局の活動には、地区行政当局及び行政裁判所の手続きにおける活動も含まれるものとする。

3. 罰則規定と最終規定

罰則規定

§ 14.(1) 以下の者は行政犯罪を犯したとみなされる。

1. 規則 (EC) No 2173/2005 の第 4 条 (1) に反して、欧州連合に木材製品を輸入している。
2. 規則 (EU) No 995/2010 の第 4 条 (1) に反して、木材または木材製品を市場に出している。
3. 規則 (EU) No 995/2010 の第 4 条 (3) に反して、そこに言及されているデュー・デリジェンス システムを最新、正確、または完全に維持していない、または定期的に評価していない。
4. 規則 (EU) No. 995/2010 の第 5 条第 1 号に基づく情報が、記録に記載されていないか、要求に応じて管轄当局に提供されていないか、規則 (EU) No 995/2010 の第 2 条 (b) の意味における市場への出荷が、要求時に 5 年以上さかのぼらない限り、正確に、完全に、またはタイムリーに提供されていない。
5. 施行規則 (EU) No. 607/2012 の第 3 条に関連する規則 (EU) No 995/2010 の第 6 条 (1)(a) に従った情報が記録によって文書化されていない、または要求に応じて管轄当局が利用できるようにしない、または規則 (EU) No 995/2010 の第 2 条 (b) の意味での市場投入が要求から 5 年以上さかのぼらない限り、正しく、完全に、または適時にそうしない。
6. 所轄官庁から要請された実施規則 (EU) No 607/2012 の第 5 条 (2) に関連して、規則 (EU) No 995/2010 の第 2 条 (b) の意味における市場への出荷が、要求時に 5 年以上さかのぼらない限り、規則 (EU) No 995/2010 の 第 6 条(1)(b) に従って、リスク評価手順を適用しないか、リスク評価手順の証拠を提供しない。
7. 所轄官庁から要請された実施規則 (EU) No 607/2012 の第 5 条 (2) に関連して、規則 (EU) No 995/2010 の第 2 条 (b) の意味における市場への出荷が、要求時に 5 年以上さかのぼらない限り、規則 (EU) No 995/2010 の Art 6(1)(c) に従って、リスク軽減手順を適用しないか、リスク軽減手順の証拠を提供しない。

8. §5、§7または§8に従って命じられ、これらの規定の要件に従う措置に従わないか、適時に従わない。
 9. §10第1項第1号または第2号に反して、情報または文書を提供または利用可能にしない、またはそのような情報または文書を正確に、完全に、または時間通りに提供または利用可能にしない。または、
 10. §10(1)(3)から(5)に反して措置を容認せず、または援助を提供しなかった場合。
- (2) 行政罰は、地区行政当局によって起訴されるものとする。
1. 第1項(1)、(2)及び(8)の場合、45,000ユーロ以下の罰金、及び
 2. 第1項第3、7、9、10号の場合
最大25,000ユーロの罰金。
- (3) 第1項(1)または(2)に基づく行政犯罪を故意に犯し、当該犯罪により既に少なくとも一度は処罰されている者は、2,000ユーロから10万ユーロの罰金に処されるものとする。
- (4) 第1項から第3項までの規定は、その犯罪が他の行政規定によってより厳罰に処せられる場合には、適用されないものとする。
- (5) §1991年行政処罰法(VStG)第33a節、BGBl.No.52/1991)には該当しないものとする。

差し押さえと没収

- §15.(1) §14に基づく行政罰の場合、地区行政当局は、手続の対象である規則(EC)No2173/2005に基づく木材製品または規則(EU)No995/2010に基づく木材及び木材製品の没収という刑罰を宣告し、没収を確保するためにその押収を命ずることができる。
- (2) 差し押さえの代わりに金銭を支払うという命令は許されない。
- (3) 朽ち果てた木材製品及び朽ち果てた木材または朽ち果てた木材製品は、経済的に実行可能と思われる場合、有益に回収するものとし、規則(EC) No 338/97の対象にはならないものとする。それ以外の場合は、旧所有者の費用負担で破棄するものとする。

プリスクリプションの権限

- §16.(1) 農業・地域・観光担当連邦大臣は、必要な範囲内で、以下のことを行うことができるものとする。
1. 規則(EC) No. 2173/2005の第4条第1項に基づく禁止事項の施行、及び第1条第1項第2項に基づく補足規定及び実施規定と併せて、または
 2. 規則(EU) No. 995/2010の第4条に基づく市場参加者の義務の執行は、§1第1項第4号に基づく補足規定及び実施規定と併せて、
特に、調査に関するより詳細な規定を発行するものとする。これには、サンプリングと分析方法、及び情報提供、支援、黙認の義務の詳細が含まれるものとする。
- (2) 連邦農業・地域・観光大臣は、再生可能エネルギー源からのエネルギーの使用促進に関する指令2018/2001/EU、OJ. No. OJ L 328, 21.12.2018, p. 82に従い、連邦気候保護、環境、エネルギー、モビリティ、革新、技術担当大臣との合意に基づき、条例により、再生可能エネルギー源からのエネルギーの使用の分野で措置を採択することができるものとする。これは、持続可能性基準と温室効果ガス削減基準、及び森林バイオマス部門の検証と管理に関する詳細を定めるものとする。

強制執行条項

- §17. この連邦法の施行は、以下に従うものとする。

1. の、税関庁オーストリアに関する限り、連邦財務大臣。
2. § 13のうち、農業・地域・観光担当の連邦大臣が財務大臣と合意したもの、かつ
3. 場合により、農業、地域、観光担当の連邦大臣がその他の規定

言語的な平等性

§ 18. この連邦法で用いられるすべての人称は、女性及び男性のいずれの性別の者にも等しく適用されるものとする。

法規制に関する言及

§ 19. 本連邦法における他の連邦法または欧州連合の直接適用法への言及は、それぞれの適用版への言及として理解されるものとする。

発効日

§ 20.(1) この連邦法は、公布された日の終りに効力を生ずるものとする。

- (2) § 1(1)、§ 3 及び当該(1)から(4)の見出し、§ 4(2)第 1 号から第 3 号、§ 5、§ 6(1)、§ 7(2)、§ 10(1)第 3 号から第 6 号及び第 2 項、§ 11(1)、(3)及び(4)、§ 12(1)及び(2)、§ 13、§ 14(1)第 6 号～第 10 号、§ 14(2)第 1 号及び第 2 号、(3)及び(5)、§ 16(1)及び(2)は、連邦法 BGBl I No. 167/2021 のバージョンの見出し及び § 17 第 1 号から第 3 号とともに、公布の日の終わりに発効するものとする。